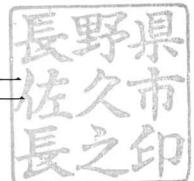




4佐總第 285号
令和5年3月17日

佐久市代表監査委員
佐々木義明様

佐久市長 柳田 清二



令和4年度定期監査等の監査結果に関する報告に対する対応について（通知）

令和5年2月3日付け4佐監第41号で提出のあったこのことについて、別紙のとおり通知します。

総務部 総務課
(課長) 木内
(担当) 田中 (内線423)

令和4年度定期監査報告等への対応一覧表

定期監査報告

1 「共通事項」

項目等	検討・改善事項、意見等	今後の対応・考え方等
(代表) 企画部 契約課	<p>(1) 隨意契約について</p> <p>公共調達は、公平・公正・透明性の確保が求められていることから、競争入札が大原則であり、随意契約は地方自治法施行令で定める適用条項の各号に該当する場合に限り、特例で認められています。</p> <p>このことから随意契約の理由については明確なものとし、妥当性を十分検証した上で、住民に対して説明責任が果たせるよう事務執行に努めてください。</p>	<p>随意契約について調査を行ったところ、全課が部内選定委員会に随意契約理由書の提出と随意契約チェックリストによる検証を行っていました。</p> <p>今後とも、随意契約の妥当性を十分に検証するよう関係各課に周知を図っていきます。</p>

2 「個別事項」

項目等	検討・改善事項、意見等	今後の対応・考え方等
企画部 企画課	(1) 補助金の見直しについて 補助金について、「補助金等見直し基本方針」があるものの長期に継続しているものの中に、前例踏襲の傾向が見受けられました。改めて基本方針の見直しを検討していただき、時代に即した補助金であるかその効果の検証が必要であると考えます。	補助金については、「補助金等見直し基本方針」や「補助金交付基準」を定め見直しを図ってきたところですが、補助金の事業効果の評価やゼロベースから見直す機会の確保のため、基本方針を改め、新たに「補助金等見直しガイドライン」を策定します。 なお、これまでも補助金等評価シートによる自己チェックや、国県等連携補助金や義務的補助金等、市に裁量の余地がない一部を除く全ての補助金等を対象に行政改革推進委員会による外部評価を実施し、補助金の見直しに取り組んできました。 社会経済情勢及び行政需要の変化に適切に対応した補助金に向けた効果検証を行い、今後も補助金の見直しを図っていきます。
建設部 建築住宅課	(1) 公金の取扱いについて 現金の窓口での取扱いについては、「公金取扱いマニュアル」において、原則として現金を受領した当日またはその翌日までに金融機関へ払いこむことと定めています。 毎日の入金が難しい場合は、施錠できる保管庫で一定期間保管することも可能としているが、現金保管リスクを鑑み、保管庫の鍵については、監督者によって適正に管理するべきと考えます。	窓口で収納した現金の保管については、「公金取扱いマニュアル」の規定に即し、手提げ金庫を施錠の上、夜間は所管課保有の保管庫に入れ施錠し保管するとともに、保管庫の鍵については、第三者が推測し難い場所を課で定め管理していましたが、今回、監査委員より意見をいただき、保管庫の鍵の管理を監督者管理に変更しました。

2 「個別事項」

項目等	検討・改善事項、意見等	今後の対応・考え方等
学校教育部 学校教育課	<p>(1) 佐久市奨学金の債権管理について</p> <p>奨学金の債権について、条例等の規程が法令等に即しているか確認し、必要に応じ改正等、適切な規程整備を行ってください。</p>	<p>延滞金徴収について、令和4年佐久市議会第4回定例会において、浅間総合病院料金条例が一部改正され、督促手数料及び延滞金に係る規定が削除されました。</p> <p>これは、最高裁判所における「公立病院の診療における債権も私立病院の診療における債権と同様、私法関係である」との判例を受け、公債権を適用対象とする「佐久市税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例」を引用する条文が削除されたものです。</p> <p>佐久市奨学金も私債権ではありますが、「佐久市奨学基金に関する条例」第17条に「正当な理由がなく奨学金の償還を遅延したときは、延滞利息を支払わなければならない。」旨、規定しています。これは、市条例の引用ではなく、独自に延滞利息を定める規定であり、当該規定が法的に妥当であるかという点を法律の専門家にも相談したところ、「問題ない」旨を確認しました。</p> <p>以上のことから、市奨学基金に関する条例については、特段の改正は必要ありません。</p> <p>延滞利息については、個々のケースにおいて償還者より支払いが遅延する理由を聞き取り、経済的に困難である家庭を支援するという奨学金の趣旨に照らして、条例第17条でいう「正当理由」と判断した場合は、徴収を行っていません。</p> <p>今後においても、償還が遅延する場合は、理由の聞き取りを丁寧に行い、正当な理由と判断できないケースにおいては、延滞利息の徴収を適正に行っていきます。</p>

2 「個別事項」

項目等	検討・改善事項、意見等	今後の対応・考え方等
学校教育部 教育施設課	<p>(1) 学校の漏水について</p> <p>学校漏水修繕に対し、各校共通の漏水チェックマニュアル等は存在せず、各学校に任せている状況でした。</p> <p>漏水に限らず、各学校と教育施設課が一体となった施設管理対応が必要であると考えます。</p>	<p>施設の老朽化、故障、閉栓忘れ等による漏水を早期に発見し、施設を適正に管理し、料金を節約するため、佐久市小中学校漏水チェックマニュアルを作成し、既に2月末から運用を開始しています。</p> <p>これまででも施設の適正管理に努めてきましたが、監査のご意見を踏まえ、さらに学校と教育施設課とが連携を強化するとともに、作成したマニュアルについては、運用を図る中で必要に応じ、改善を図っていきます。</p>

3 「財政援助団体等監査報告」

項目等	検討・改善事項、意見等	今後の対応・考え方等
社会教育部 文化振興課	<p>佐久市コスモホール</p> <p>令和2年10月納入分の佐久市コスモホール会場使用料の中に過年度の会場使用料が含まれていました。本来は未収金として取り扱う必要があることから適正な事務処理を図ってください。</p> <p>また指定管理者モニタリングレポート結果について一部疑義が生じる部分がありましたので適正なチェック体制の強化に努めてください。</p>	<p>指定管理者が市へ会場使用料を納入する際は、納入した内容が分かる内訳書を指定管理者が市へ提出し、内容確認後に納入するよう対応します。また、モニタリングレポート結果に係る疑義については、指定管理仕様書等に基づき適正なチェック体制の強化に努めます。</p>